

2017年2月17日

「脳卒中・循環器病対策基本法の成立を求める会」を支持する声明文

一般社団法人 日本循環器看護学会
理事長 吉田 俊子

一般社団法人日本循環器看護学会は、「循環器病に関する健康問題について市民と医療者（医療の提供者）が協働し、ともに問題解決にあたること」「循環器病に関する看護学の発展を図り、広く知識・技術の交流に努め、もって市民の健康と福祉に貢献できる看護実践を行うこと」の2点を目的とし活動しています。

脳神経及び心臓血管に関する疾病の総称である循環器病とともに療養されている人々は、急速な高齢化により増加の一途を辿っています。循環器病においては、生命の危機状況にある急性期、回復期、終末期、さらには予防に至るまで、様々な健康場面でのアプローチがあり、医師、看護師、コメディカルがほとんど職種の差なく共通の知識・技術を共有しつつ、その *cure* と *care* に取り組んでいます。一方で、今後、医療の現場では、医療者主体ではなく、市民が主体となって、あらゆる健康場面にアプローチし、市民と医療者がともに問題解決にあたることで、生活の質向上をはかることが重要となってきます。

平成 21 年から脳卒中関連 14 団体共同で「脳卒中対策基本法」の立法化が図られました。その結果、平成 26 年に参議院で議員立法として発議されましたが、その年の衆議院解散により廃案となりました。そこで、さらに心臓病対策をも加えた新法案「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案（以下、脳卒中・循環器病対策基本法）」が提案され、平成 28 年 4 月には公益社団法人日本脳卒中協会と公益財団法人日本心臓財団によって「脳卒中・循環器病対策基本法の成立を求める会」(<http://www.junkankitaisaku-motomerukai.org>)が発足されました。

脳卒中・循環器病対策基本法は、診療体制や市民啓発活動などの充実を通して、単に平均寿命の延長を目指すのではなく、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目標に作成されています。このことは、脳卒中および循環器病に対する国民の福祉向上に加え、総医療費・介護費の抑制にも繋がるものです。わが国における脳卒中と循環器病に対する政策は、平成 18 年に立法化された「がん対策基本法」に基づくがんへの対策と比較して大きく遅れているのが現状です。「脳卒中・循環器病対策基本法」は、現在これらの疾患に罹患している患者とその家族ばかりでなく、次世代の国民にとっても、健康的で良質な生活を過ごすために大変重要であり、患者団体や学術団体のみならず、すべての国民が成立を切望している法案です。

本会は「脳卒中・循環器病対策基本法」の早期成立に向け、「脳卒中・循環器病対策基本法の成立を求める会」を全面的に支持し、協力していくことを宣言します。